

・引用文①：特定部門で使用される資本の利潤に対する税の転嫁・帰着

「商業のある特定部門の資本の利潤に税をかけると、すべての商人は、前払いした税金分を償うに十分な価格で売れるだけの分量を超えては財貨を市場に持ち込まないように気を配る。かれらのなかには、その商売から資本の一部を引き上げてしまう者も出てきて、市場への供給は、前よりも乏しくなる。財貨の価格は上がり、その税の終局的な負担は、消費者にかかってくる。ところが、農業で用いられている資本の利潤に税がかかる場合には、この使い途から一部分にせよ自分の資本を引き揚げるのは、農業者にとっては利益にならないのである。つまり、それぞれの農業者は、みなある広さの土地を占めており、それにたいして地代を納めている。その土地をきちんと耕作してゆくには、ある一定量の資本がいるのだから、この必要量の一部分にせよ資本を引き揚げれば、その農業者は、地代なり税金なりを負担する能力を減らしこそすれ、増やすことなどはありえない。税金を支払うためには、自分の生産物の量を減らすことも、またしたがって、市場への供給を前より乏しくすることも、決して農業者の利益になりえないのである。だから、この税があるからといって、農業者は、税の終局的な負担を消費者におしかぶせて、自分の負担を埋め合わせるというふうに、自分の生産物の価格を引き上げることは決してできない。そうはいっても、農業者も、他のすべての商人と同じように、正当な利潤を得なければならないのであって、そうでなければ、彼はこの仕事をやめてしまう他はない。そこで、この種の税をいったんかけられてしまえば、地主に支払う地代を減らすことによってしか、この正当な利潤を手に入れることができないのである。…この種の税が、ある借地契約の継続期間中にかかけられると、これは間違いなしに農業者を苦しめ、あるいは零落させてしまう。しかし、この借地契約の更新にあたっては、この税はつねに地主におおいかぶさってくるに決まっている。」（WN, pp.855-856 / 訳 III 273-274 頁）

・引用文②：賃金税の転嫁・帰着（特定部門の利潤に対する租税のケースと同一）

「終局的に誰が支払いをするかは、その場合に応じて、色々な人々にかかってくるであろう。こういう税のために製造業の労働の賃金に生じた騰貴分は、親方製造業者によって前払いされるであろう。そして彼が、その分を利潤ともども、彼の商品価格にかぶせるのは、正当でもあるし、やむをえぬことでもであろう。したがって、この賃金の上がった分を、親方製造業者の追加利潤と一緒に、終局的に支払うことは消費者にかかってくるだろう。こういう税のために農村の労働の賃金に生じた騰貴分は、農業者によって前払いされるであろう。彼は、以前と同じ数の労働者を維持するためには、ヨリ多額の資本を投下せざるをえないであろう。このヨリ多額の投下資本を、資本の普通の利潤ともども回収するためには、土地の生産物のヨリ大きな部分を、あるいは同じことになるが、ヨリ大きな部分の価格を手許にとどめておき、したがって地主には、ヨリ少ない地代を支払うことが必要となろう。だからこの場合には、賃金の上がった分を終局的に支払うことは、それを前払いした農業者の追加利潤ともども、地主にかかってくるだろう。」（WN, p.865 / 訳 III 289-290 頁）。

・引用文③：地主は賃金税・必需品税を「二重の資格」で納める

「必需品にかける税のほうは、労働貧民に影響するかぎり、終局的には、一部は地代が減るという形で地主が、また一部は製造品価格が上がるという形で、地主だろうとその他の人々だろうと、ともかく金持の消費者が支払うのであって、それも、つねに相当の超過負担をとまなう。…これらの税〔賃金税と必需品税 報告者〕は、最も重く地主にかかってくるのであって、地主はいつでも二重の資格で納める、つまり、地主としての資格では地代が下がるという形で、金持ちの消費者としての資格では出費がかさむという形で、これを納めるのである。」（WN, p.873 / 訳 III 303-304 頁、下線は報告者）

・引用文④：連動説の論理（穀物の貨幣価格が「土地から生ずる他の一切の原産物の貨幣価格」を規定する）

「また、穀物の貨幣価格は、土地から生ずる他の一切の生産物の貨幣価格を規定する。これらのものの貨幣価格は、進歩改良のどんな時期にあっても、穀物の貨幣価格と、ある比率をかならず保つものである。もっとも、時期によって、この比率は変わるけれども。たとえば、穀物の貨幣価格は、牧草、乾草、食肉、馬、馬の飼育、したがって陸上輸送、つまりその国の国内流通の大部分の貨幣価格を規定する、というぐあいである」(WN, p.509 / 訳 II, 210 頁)

・引用文⑤：「穀物」の特殊性

「事物の本性上、穀物には、単にその貨幣価格を変えただけでは変更されえない真の価値が刻印されているのであるから、どんな輸出奨励金といえども、またどんな〔外国穀物の輸入制限による 報告者〕国内市場の独占といえども、この真の価値を高めることはできないし、また〔外国穀物の自由輸入による 報告者〕最も自由な競争が行われても、この価値を低めることはできない。世界を通じて一般に、穀物の真の価値は、この穀物が養うことのできる労働の量に等しく、また特定の場所においては、この価値は、その場所で労働が十分にか、まあまあ程度にか、不十分にか、ともかく普通のやり方で、その穀物で養うことができる労働の量に等しいのである。毛織物や亜麻布は、他のすべての商品の真の価値を究極的に測定し決定する規制的な商品ではないのに対して、穀物は、そうした規制的商品なのである。他のあらゆる商品の真の価値は、その平均の貨幣価格が穀物の平均貨幣価格に対して保つ比率によって、究極的に決定される。穀物の真の価値は、いつの時代にも往々起る穀物の平均貨幣価格の変動とともに変化するものではなく、この変動とともに変化するのは銀の真の価値なのである」(WN, pp.515-516 / 訳 II, 219-220 頁)

・引用文⑥：穀物輸入制限の効果

「外国産の穀物の輸入にかける高率の関税…は、生活必需品税の弊害〔引用文③を参照 報告者〕を残らず備えているうえに、政府には何の収入ももたらさない。こうした規制を廃止するには、規制を生み出した制度そのものが無益だということを、社会一般に納得させさえすればよいように思われる。」(WN, p.875 / 訳 III, 307 頁)

・引用文⑦：スミスにおける租税支払基金（租税支払い能力）

「あらゆる国の富と、富に依存する限りでの国力とは、年々の生産物の価値、すなわち、一切の租税が終局的に支払われるもとならざる基金に、つねに比例するに違いない。」(WN, p.372 / 訳 I, 581 頁, 下線は報告者)

「こういう税〔下層階級の必要な支出にかける税 報告者〕は、どんな場合にも労働の賃金を引き上げるか、さもなければ、労働に対する需要を減らすかするに決まっている。こういう税のために労働の賃金上がる場合には、必ずその税の終局的な支払いは、上層の諸階級におおいかぶさってくるしかない。また、そのために労働に対する需要が減る場合には、必ず一国の土地と労働の年々の生産物、すなわち、あらゆる租税が終局的にはそこから支払われねばならぬ基金も減るしかない。」(WN, p.888 / 訳 III 330 頁, 下線は報告者)

・引用文⑧：スミスにおける総収入と純収入

「一国の全住民の総収入 (gross revenue) は、彼らの土地と労働の年々の生産物のすべてが含まれる。純収入 (net revenue) には、第 1 に彼らの固定資本の、第 2 に彼らの流動資本の、維持費を差し引いた後に手許に残り自由に処分できるものが含まれる。言い換えると、彼らが自分たちの資本に食い込むことなしに直接消費のためにとっておかれる資財で、自分たちの生活資料、便益品および娯楽品として消費できる〔あるいは租税として支払える報告者〕もののことである。だから、彼らの実質的富 (real wealth) も、その総収入ではなしに純収入に比例する。」(WN, pp.286-287 / 訳 I 437-438 頁)

・引用文⑨：租税支払い能力を総収入に関連づけるスミスの所説に対するホランダの解釈

ホランダ：租税支払い能力は年総収入に依存するというスミスの文章を引用した後で以下の所見を示す

「字義通りに考察すると、このような文章から受ける印象では、スミスの見解によると、純国民所得全体——生産的労働の賃金を含む——が増加する限りにおいて、一国の貯蓄および担税力は総人口と生産的労働力に比例して増加するであろうということになるかもしれない〔総人口と生産的労働力の増加→生産的労働者の賃金+利潤+地代（純国民所得、減価償却費を引いているから「純」（リカードウの解釈では「総収入」）の増加）→一国の貯蓄・租税支払い能力の増加 報告者〕。しかし、大人口を奨励することは、リカードウが信じたようにスミスの意図ではなかった。スミスが将来の拡大と課税との「源泉」として念頭に置いていたのは、地代所得と利潤所得および生存費を超える賃金部分〔リカードウの考える「純収入」 報告者〕のみであった。…注意すべき点は次のことである。すなわち、与えられた（完全雇用の）労働力の場合〔この時、蓄積＝労働需要の増加は①≪失業者の雇用（生産的労働力の増加）≫ではなく②≪賃金率上昇→生存水準以上の高賃金→総人口の増加≫により国民所得を増大させる 報告者〕、現在の純国民所得〔リカードウ的には「総収入」 報告者〕を極大化することの望ましさについて語ろうとも、あるいは特に生存費賃金所得を超える部分〔賃金の一部+利潤+地代、リカードウのいう「純収入」 報告者〕のみについて語ろうとも、たいした問題ではない。スミスは、適切な政策目標として（生存水準で生活する）人口数の単なる拡大によって達成される大きな国民所得を提示せず、全体としては前者の慣行にしたがったのである。実際、即自的な関心は、人口を所与としての所得の極大化〔1人あたり所得の増加×（これにより将来的には人口の成長が可能だが当面は）人口一定→国民所得増加 報告者〕にあったのである。」（Hollander 1973, p. 279 / 訳 405 頁、傍点はホランダ、下線は報告者）。

「われわれの議論がこれまで提示したのは、スミスが国民所得の拡大を、十分に高い1人当たり賃金を保証し、同時に人口の成長を可能にしかつ刺激する手段として、望ましいと見なしたということである。強調されているのは、国民所得の絶対的な規模よりもむしろその変化である」（Hollander 1973, p. / 訳 362 頁、傍点はホランダ）

・引用文⑩：オドンネルのスミス理論解釈

「スミスにとって価格は生産方法および分配の状態によって決定されるものであったと言っている。だが、この分配の状態は、スミスによってうまく分析されなかった。彼が利潤率を決定しえなかったことは、賃金、利潤および地代の間のいかなる明白な分析上の関係も明示されなかったということの意味していた。その結果は、彼の説明では、価値は生産方法と分配のいずれにも関係づけられており、その結果、価格は賃金、利潤および地代を加算することによって到達されるということであった。」（O'Donnell 1990, p.218）

・引用文⑪：リカードウにおける金（貨幣）＝国産品、金（貨幣）＝外国品という仮定

「しかし次のことが言われるかもしれない、すなわち私は、賃金の価格に及ぼす影響を金、すなわち貨幣の材料である金属が賃金の変動した国の生産物であるという仮定のうえに立って考察してきた、しかし金は外国産の金属であるから、私が推論した結論は現実に事態にはほとんど合致しない、と。しかしながら、金が外国の産物であるという事情は、この議論の真実性を無効にはしないであろう、なぜならば、金が国内で発見されようと、海外から輸入されようと、効果は究極的に、また実際、直接的にも同一であるということが証明されるからである」（Works, I, p.104）。

「賃金について」の章において、我々は、貨幣の本位である金がこの国の産出物であると仮定しようと、ある

いはそれが海外から輸入されると仮定しようと、諸商品の貨幣価格は賃金の上昇によって引き上げられないであろうということを証明しようと試みてきた。しかし、仮にそうではなく、諸商品の価格が高賃金によって永続的に引き上げられるとしても〔連動説を認めたとしても 報告者〕、高賃金は労働の雇用者から彼らの実質利潤 (real profits) の一部分を奪うことによって、必ず彼らに影響を及ぼすものと主張する命題は真理であることを失わないであろう。…〔10ポンドの賃金騰貴により 報告者〕仮に靴下製造業者が彼の靴下を 100ポンドではなく 110ポンドで売るとすれば、彼の利潤はまさに以前と同一の貨幣額であろう。しかし、彼がこの相等しい〔利潤 報告者〕額と交換に取得するのは、帽子、靴およびあらゆる他の商品の 10 分の 1 だけ少ない分量であろう〔賃金騰貴→諸商品価格の 10%騰貴 (例: 100ポンド→110ポンド。以前と同じ例えば 100ポンドの利潤で買える商品量は 1 個から 0.9 個へ減少。∴ 110ポンド : 靴下 1 足 = 100ポンド : 靴下 x 足より、 $x \doteq 0.9$ ) 報告者〕し、また彼は、彼の以前の貯蓄〔資本 報告者〕額をもってしては、増加した賃金でより少数の労働者を雇用し、そして増加した価格でより少量の原材料を購入しうるにすぎないであろうから、彼は自分の貨幣利潤の額が実際に減少し、そしてあらゆる物がその以前の価格にとどまっていた場合よりもよい境遇にあるわけではないであろう。このようにして私は、第 1 に、賃金の上昇は商品の価格を引き上げないであろうが、必ず利潤を引き下げるであろうということ〔本来のリカードウの立場 報告者〕、そして第 2 に、仮にすべての商品の価格を引き上げることができたとしても、なお利潤に対する結果は同一であろうということ、および事実上は、価格や利潤を評価する媒介物の価値だけが引き下げられるであろうということ〔賃金騰貴→諸商品価格の騰貴 (⇔貨幣価値下落) 報告者〕を証明しようと試みてきたのである」(Works, I, pp.126-127)

・引用文⑫：必需品税 or 「全般的課税」は輸出を永続的に阻害しえない

「このような租税〔賃金を引き上げる必需品税 報告者〕は製造品の価格を高めるであろうとのスミス博士の原理が、かりに正しいとしても、これらの租税はこの非難〔スミス (マカロックも) : 租税→賃金上昇→製造品価格上昇→輸出の困難→製造業の衰退 (オランダの実例) 報告者〕に値しないであろう。というのは、このような結果は単に一時的 (temporary) でありうるにすぎず、我々の外国貿易において我々を少しも不利に陥れないだろうからである。もし〔特定製造品への租税 (相対的課税) によりに 報告者〕何らかの原因が少数の製造品の価格を引き上げるようなことがあれば、それはその輸出を阻止または抑制するであろう。しかし、もしも同じ原因が一般にすべての製造品に作用するならば、この結果は単に名目的 (nominal) であるにすぎず、それらの物の相対価値を損なうこともなければ、また外国貿易も国内商業も、すべて商業は実質的には物々取引なのであるが、その物々取引に対する刺激を一切減少させることもないであろう。

私はすでに、何らかの原因がすべての商品の価格を引き上げる時にはその結果は貨幣の価値の下落にほぼ類似している (are nearly similar to) ということを証明しようと試みてきた。もしも貨幣の価値が下落すれば、すべての商品の価格は騰貴する、そしてもしもこの結果が 1 つの国に限られるならば、それは全般的課税 (general taxation) によって引き起こされる諸商品の高い価格と同じ方法で、その国の外国貿易に影響を及ぼすであろう。」

(Works, I, pp.227-228, 下線は報告者)